

★ 保育所入所申込みに必要な書類等について（在園児①～④ 新入児①～⑤）＋該当する方のみ添付書類

①子どものための教育・保育認定申請書 兼 認可保育所等利用申込書	申込書の記入上の注意（裏面に記載）をよく読み、必要事項を記入して下さい。 ＊保護者の就労時間等によって、保育の必要量が「保育標準時間（１１時間保育）」または「保育短時間（８時間保育）」に区分されます。	
保育所等は、児童の保護者が仕事をしている、病気である、病人の看護をしている、などの理由で乳幼児を家庭で保育できない場合に、保護者に代わって日々保育する児童福祉施設です。 “小学校入学準備のため”や”集団生活を体験させるため”などの理由では入所の対象とはなりませんので、ご注意ください。下記のいずれかの事由に該当する場合に、保育所等への入所申込みができます。		
②保育を必要とする事由を証する書類 ＊保護者（父母等）全員の確認書類が必要です ＊４月１日入所の場合、４月３０日までに保護者全員（父母等）が右記のいずれかに該当している必要があります。	就 労	就労証明書（所定の様式あり）
	妊娠・出産	妊娠証明書又は母子手帳（出生日または出産予定日が分かるもの） ●認定期間はおおよそ産前・産後各８週間です
	疾病・障害	申立書（所定の様式あり）と、下記のいずれかの書類 ・疾病の場合は、医師の診断書や意見書等 ・障害をお持ちの場合は、障害の内容が確認できる手帳の写し又は診断書等
	介護・看護	申立書（所定の様式あり）と、介護や看護を必要とする世帯員の状態が分かる手帳や介護認定証の写し、診断書等
	災害復旧	罹災証明書等
	求 職 活 動	求職活動申立書「就労証明書について」（所定の様式あり） 入所後２０日以内に、ハローワーク受付票等の求職活動を証明する書類の提出が必要です。 ●認定期間は原則２カ月間で、保育必要量は保育短時間です
	就 学	在学証明書等と時間割（学校が発行したもの）
③申告書兼調査書	正確に記入してください。	
④食物アレルギー調査票	正確に記入してください。	
⑤生活状況調査表	新入児のみ	

注）在園児に限り、育児休業取得中でも継続入所が認められる場合がありますので、事前にご相談ください。

★ その他以下に該当する方の添付書類

保育所利用料又は副食費が減免される場合がありますので、以下のいずれかをご提出ください。
 該当世帯であっても必要書類の提出のない場合は、減免が適用されません。

ひとり親世帯	・児童扶養手当証書または認定通知書 ・ひとり親家庭医療受給者証 ・遺族年金証書または振込通知書
在宅障害児(者)のいる世帯	・障害者手帳(身体・療育・精神) ・特別児童扶養手当各種認定通知書 ・障害基礎年金証書または振込通知書

★ 同一生計世帯員の異動や税に係る修正申告等がある場合は、保育所利用料や副食費の算定結果等が変わる可能性がありますので、必ずご連絡ください。

◆事実と異なる申し出をされた場合、たとえ入所後でも入所を取り消します◆